

○静岡市景観条例等施行規則

平成20年3月31日

規則第59号

改正 平成23年9月30日規則第71号

平成25年3月14日規則第12号

令和2年1月31日規則第3号

令和3年8月31日規則第66号

静岡市都市景観条例施行規則（平成15年静岡市規則第217号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令、省令及び条例の例による。

（法第16条第1項の規定による届出）

第3条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、別表の左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる手続に係る同表の右欄に掲げる届出日（2以上の手続を行う場合は、最初に到来する届出日）までに行うものとする。

3 省令第1条第2項第3号の参考となるべき事項を記載した図書は、次に掲げるものとする。

（1）景観チェックリスト（様式第2号）

（2）前号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

4 省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、マンセル値（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。）を表示したものとする。

（令2規則3・一部改正）

（条例第12条第1項第1号の規則で定める工作物）

第4条 条例第12条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

（1）建築物に該当しない門、塀、垣、柵その他これらに類するもの

（2）擁壁その他これに類するもの

- (3) 高架水槽、冷却塔、サイロその他これらに類するもの
- (4) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (5) 記念塔その他これに類するもの
- (6) 電波塔その他これに類するもの
- (7) 屋外タンクその他これに類するもの
- (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (9) 建築物に該当しない車庫その他これに類するもの
- (10) 自動販売機
- (11) 土地に自立して設置する太陽光発電設備その他これに類するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

(平23規則71・令2規則3・一部改正)

(条例第12条第1項第1号の規則で定める規模)

第5条 条例第12条第1項第1号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる景観計画の区域内において定められた地区ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 景観計画重点地区 次に掲げる行為ごとに、それぞれア又はイに定めるところによる。

ア法第16条第1項第1号に規定する行為 建築物の増築、改築又は移転にあつては当該建築物の高さ（増築する場合にあつては、増築後の高さ）が5メートル以下、かつ、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下とし、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつてはこれらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以下とする。

イ法第16条第1項第2号に規定する行為 工作物の新設、増築、改築又は移転にあつては当該工作物の高さ（増築する場合にあつては、増築後の高さ）が2メートル以下（前条第3号から第7号までに掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転にあつては、5メートル以下）、かつ、長さが10メートル以下（前条第8号に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転にあつては15メートル以下）、かつ、当該工作物（前条第11号に掲げる工作物に限る。）を設置する区域の敷地面積（増築する場合にあつては、増築後の敷地面積）が10平方メートル以下とし、工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつてはこれらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以下とする。

(2) 景観計画重点地区以外の地域 次に掲げる行為ごとに、それぞれア又はイに定めると

ころによる。

ア法第16条第1項第1号に規定する行為 建築物の高さ（増築する場合にあっては、増築後の高さ）が10メートル以下（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域において行われる行為にあっては、15メートル以下）、かつ、延べ面積（増築する場合にあっては、増築後の延べ面積）が1,000平方メートル以下とし、又は建築物の増築、改築若しくは移転にあってはこれらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下とし、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更にあつてはこれらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が50平方メートル以下とする。

イ法第16条第1項第2号に規定する行為 工作物の高さ（増築する場合にあっては、増築後の高さ）が10メートル以下、かつ、工作物（前条第11号に掲げる工作物に限る。）を設置する区域の敷地面積（増築する場合にあっては、増築後の敷地面積）が1,000平方メートル以下とし、又は前号イに定める規模以下とする。

（令2規則3・一部改正）

（条例第12条第1項第3号の規則で定める行為）

第6条 条例第12条第1項第3号の規則で定める行為は、仮設の建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等（仮設の期間が1年を超えるものを除く。）をいう。）とする。

（変更の届出）

第7条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、省令第1条第2項に規定する図書（当該変更に係るものに限る。）を添付するものとする。

（行為の完了の届出）

第8条 条例第14条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書（様式第4号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

（1）当該届出に係る行為を完了したことを示す写真

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（法第16条第3項の規定による勧告）

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（勧告に従わない旨の公表）

第10条 条例第16条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、条例第16条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対し、景観法第16条第3項の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

3 条例第16条第2項の規定による意見陳述のための手続は、静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成15年静岡市規則第7号）第3章の規定の例による。

（国の機関又は地方公共団体の行う行為に係る通知）

第11条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、法第16条第5項後段の規定による通知について準用する。

（法第17条第1項前段の規定による命令）

第12条 法第17条第1項前段の規定による命令は、変更命令書（様式第8号）により行うものとする。

（期間の延長等の通知）

第13条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

（原状回復等の命令）

第14条 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（様式第10号）により行うものとする。

（身分証明書）

第15条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第11号）によるものとする。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮）

第16条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、行為の着手を制限する期間の短縮通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（景観重要建造物の指定の告示）

第17条 条例第18条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 景観重要建造物の名称及び所在地

(2) 指定番号及び指定年月日

(景観重要建造物の指定の通知)

第18条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第13号）により行うものとする。

2 前項の通知は、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

(景観重要建造物を表示する標識に記載する事項)

第19条 法第21条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要建造物の文字

(2) 景観重要建造物の名称及び所在地

(3) 指定番号及び指定年月日

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請等)

第20条 法第22条第1項本文の許可の申請は、景観重要建造物の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第14号）を提出して行うものとする。

2 市長は、法第22条第1項本文の許可をしたときは景観重要建造物現状変更通知許可書（様式第15号）により、許可をしないときは景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第16号）により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等の命令)

第21条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書（様式第17号）により行うものとする。

(身分証明書)

第22条 法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第11号）によるものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第23条 条例第20条第3号に規定する規則で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講じること。

(2) 景観重要建造物を毀損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(平23規則71・一部改正)

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告)

第24条 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書（様式第18号）により行うものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書（様式第19号）により行うものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第25条 第10条第1項及び第3項の規定は、条例第22条第1項の規定による公表について準用する。

2 市長は、条例第22条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対し、景観法第26条の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第26条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第20号）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の告示)

第27条 条例第23条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 景観重要樹木の名称及び所在地

(2) 指定番号及び指定年月日

(景観重要樹木の指定の通知)

第28条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第21号）により行うものとする。

(景観重要樹木を表示する標識に記載する事項)

第29条 法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要樹木の文字

(2) 景観重要樹木の名称及び所在地

(3) 指定番号及び指定年月日

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第30条 法第31条第1項本文の許可の申請は、景観重要樹木の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第22号）を提出して行うものとする。

2 市長は、法第31条第1項本文の許可をしたときは景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第23号）により、許可をしないときは景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第24号）により通知するものとする。

（景観重要樹木の原状回復等の命令）

第31条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書（様式第25号）により行うものとする。

（身分証明書）

第32条 法第32条第1項において準用する法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第11号）によるものとする。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第33条 条例第25条第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）景観重要樹木が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は毀損を防ぐ措置を講じること。

（2）景観重要樹木を毀損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

（平23規則71・一部改正）

（景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告）

第34条 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書（様式第26号）により行うものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書（様式第27号）により行うものとする。

（勧告に従わない旨の公表）

第35条 第10条第1項及び第3項の規定は、条例第27条第1項の規定による公表について準用する。

2 市長は、条例第27条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る者に対し、景観法第34条の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

（景観重要樹木の指定の解除の通知）

第36条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木

指定解除通知書（様式第28号）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第37条 法第43条による規定による届出は、景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書（様式第29号）により行うものとする。

（地域景観資源の指定の告示）

第38条 条例第28条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）地域景観資源の名称及び所在地

（2）指定番号及び指定年月日

（地域景観資源の指定の通知）

第39条 条例第28条第4項の規定による通知は、地域景観資源指定通知書（様式第30号）により行うものとする。

2 前項の通知（条例第28条第1項第1号又は第3号に係るものに限る。）は、当該地域景観資源と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件の範囲を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付して行うものとする。

（地域景観資源を表示する標識に記載する事項）

第40条 条例第28条第5項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）地域景観資源の文字

（2）地域景観資源の名称及び所在地

（3）指定番号及び指定年月日

（地域景観資源の現状変更等の届出）

第41条 条例第29条の規定による届出は、地域景観資源の現状の変更等の行為をしようとする日の60日前までに、地域景観資源現状変更等届出書（様式第31号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、付近見取図その他の市長が必要と認める図書を添付するものとする。

（地域景観資源の指定の解除の通知）

第42条 条例第31条第3項において準用する条例第28条第4項の規定による通知は、地域景観資源指定解除通知書（様式第32号）により行うものとする。

（重点地区景観形成協議会の認定の申請）

第43条 条例第32条第1項の規定による重点地区景観形成協議会の認定を受けようとする団体の代表者は、重点地区景観形成協議会認定申請書（様式第33号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 規約
 - (2) 活動地域を示す図面
 - (3) 会員及び役員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載した名簿
- （条例第32条第2項第2号の規則で定める工作物）

第44条 条例第32条第2項第2号の規則で定める工作物は、第4条第1項各号に掲げる工作物とする。

（重点地区景観形成協議会の規約の規定事項）

第45条 条例第32条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 事務所の所在地
- (4) 活動地域
- (5) 活動の内容
- (6) 会員に関する事項
- (7) 役員の定数、任期及び職務に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会費及び会計に関する事項

（重点地区景観形成協議会の認定等の通知）

第46条 市長は、条例第32条第1項の規定により重点地区景観形成協議会の認定をしたときは重点地区景観形成協議会認定通知書（様式第34号）により、当該認定をしないときは重点地区景観形成協議会不認定通知書（様式第35号）により、当該団体の代表者に通知するものとする。

（重点地区景観形成協議会の認定取消しの通知）

第47条 市長は、条例第32条第3項の規定により重点地区景観形成協議会の認定を取り消したときは、重点地区景観形成協議会認定取消通知書（様式第36号）により当該重点地区景観形成協議会の代表者に通知するものとする。

（景観まちづくり協議会の認定の申請）

第48条 条例第33条第1項の規定による景観まちづくり協議会の認定を受けようとする団体の代表者は、景観まちづくり協議会認定申請書（様式第37号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 規約

(2) 活動地域を示す図面

(3) 会員及び役員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載した名簿

（景観まちづくり協議会の規約の規定事項）

第49条 条例第33条第2項第3号の規則で定める事項は、第45条各号に掲げる事項とする。

（景観まちづくり協議会の認定等の通知）

第50条 市長は、条例第33条第1項の規定により景観まちづくり協議会の認定をしたときは景観まちづくり協議会認定通知書（様式第38号）により、当該認定をしないときは景観まちづくり協議会不認定通知書（様式第39号）により、当該団体の代表者に通知するものとする。

（景観まちづくり協議会の認定取消しの通知）

第51条 市長は、条例第33条第3項の規定により景観まちづくり協議会の認定を取り消したときは、景観まちづくり協議会認定取消通知書（様式第40号）により当該景観まちづくり協議会の代表者に通知するものとする。

（美しいまち静岡を推進する市民の会の認定の申請）

第52条 条例第34条第1項の規定による美しいまち静岡を推進する市民の会の認定を受けようとする団体の代表者は、美しいまち静岡を推進する市民の会認定申請書（様式第41号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 規約

(2) 会員及び役員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）を記載した名簿

（美しいまち静岡を推進する市民の会の規約の規定事項）

第53条 条例第34条第2項第3号の規則で定める事項は、第45条各号（同条第4号を除く。）に掲げる事項とする。

（美しいまち静岡を推進する市民の会の認定等の通知）

第54条 市長は、条例第34条第1項の規定により市民の会の認定をしたときは美しいまち静岡を推進する市民の会認定通知書（様式第42号）により、当該認定をしないときは美しいまち静岡を推進する市民の会不認定通知書（様式第43号）により、当該団体の代表者に通知するものとする。

（美しいまち静岡を推進する市民の会の認定取消しの通知）

第55条 市長は、条例第34条第3項の規定により市民の会の認定を取り消したときは、美しい

まち静岡を推進する市民の会認定取消通知書（様式第44号）により当該美しいまち静岡を推進する市民の会の代表者に通知するものとする。

（審議会の委員）

第56条 条例第38条の規定により置く静岡市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第57条 審議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議会の専門部会）

第58条 審議会の審議事項について調査研究するため、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会には、会長が指名する部会長を置く。

3 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議の議長となる。

4 部会員は、市職員又は関係行政機関の職員で専門部会の取り扱う分野に関し学識経験を有する者のうちから部会長が指名する。

（審議会の庶務）

第59条 審議会の庶務は、都市局建築部建築総務課において処理する。

（平25規則12・一部改正）

（雑則）

第60条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月14日規則第12号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月31日規則第 3 号）

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月31日規則第66号）

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第16条第 1 項第 1 号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認申請	申請の日前30日
		第18条第 2 項の規定による計画通知	通知の日前30日
		第43条第 1 項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日前30日
		第44条第 1 項第 3 号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日前30日
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日前30日
	行為の着手		着手する日前30日
法第16条第 1 項第 2 号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第 1 項又は第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による工作物確認申請	申請の日前30日
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日

	(都市計画法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。)	
行為の着手		着手する日前30日

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
届出者 氏名
電話
〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

建築物等の名称					
行為の場所等	地名地番	静岡市			
	用途地域	☐ 市街化区域（ 地域） ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外			
	都市機能誘導区域 （集約化拠点形成区域）	☐ 区域内（ ）地区 ☐ 区域外			
景観計画の地区等	景観計画重点地区		地区		
	一般地区	土地利用別地区	☐ 住居系市街地景観ゾーン ☐ 商業系市街地景観ゾーン ☐ 工業系市街地景観ゾーン ☐ 沿道系市街地景観ゾーン ☐ 田園・緑地景観ゾーン ☐ 自然景観ゾーン		
		都市景観促進地区	☐ 静岡駅周辺ゾーン ☐ 清水駅周辺ゾーン ☐ 東静岡駅周辺ゾーン ☐ 草薙駅周辺ゾーン ☐ 駿河区役所周辺ゾーン ☐ 安倍川駅周辺ゾーン		
行為の期間		着手予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日
設計者	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者氏名）				
	電話番号				
工事施工者	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者氏名）				
	電話番号				
連絡先	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者氏名）				
	電話番号				
敷地内における種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更）			
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更）			

（注）☐の事項については、該当するものにレを記入してください。

(建築物)

敷地及び敷地内の建築物の概要

	届出部分	既存部分	合計
敷地面積	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²

建築物別の概要

建築物別の行為の種類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更)			
用途				
構造	造(一部 造)			
建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
最高の高さ	m	階数	階	
屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽 m その他() m			
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各面の合計面積	m ²		
	外観の変更に係る部分の見付面積	外壁(窓面の開口部を含む。)	屋根	合 計
		m ²	m ²	m ²
外観の色	仕上げ(材料・方法)		色彩(マンセル値)	
アクセント部分の面積	屋根材			
	外壁材			
	()			
	アクセント色			
		アクセント部分の面積	見付面積(開口部を含む。)	見付面積(開口部を含む。)/5
東立面	m ²	m ²	m ²	
南立面	m ²	m ²	m ²	
西立面	m ²	m ²	m ²	
北立面	m ²	m ²	m ²	
屋外広告物の有無	☐ 有 ・ ☐ 無			
[添付書類] ☐ 景観チェックリスト(様式第2号) ☐ 付近見取図 ☐ 配置図 ☐ 外部仕上げ表 ☐ 平面図 ☐ 断面図 ☐ 外構図 ☐ 周辺状況写真 ☐ 着色立面図 ☐ その他()				

(注)

- この面は、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。
- ☐の事項については、該当するものにレを記入してください。
- 仕上げ(材料・方法)欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。
- アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

(工作物)

工作物別の概要

工作物別の行為の種類	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更)			
種類				
構造	造 (一部 造)			
高さ	m			
長さ	m			
橋りょう等の規模	延長	m	幅員 m	
土地に自立した太陽光発電設備を設置する区域の敷地面積	m ²			
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各部位の合計面積	m ²		
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²		
工 作 物 の 色 彩		仕上げ (材料・方法)	色彩 (マンセル値)	
	基本部分			
	アクセント色			
アクセント部分の面積		アクセント部分の面積	見付面積 (開口部を含む。)	見付面積 (開口部を含む。) ÷ 5
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
屋外広告物の有無	☐ 有 • ☐ 無			
[添付書類] ☐ 景観チェックリスト (様式第2号) ☐ 付近見取図 ☐ 配置図 ☐ 外部仕上げ表 ☐ 平面図 ☐ 断面図 ☐ 外構図 ☐ 周辺状況写真 ☐ 着色立面図 ☐ その他 ()				

(注)

- この面は、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。
- ☐の事項については、該当するものにレを記入してください。
- 仕上げ (材料・方法) 欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。
- アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

景観チェックリスト

1 良好な景観の形成のために配慮した事項について

（1）地域特性や周辺環境の解析

（2）敷地内配置計画及び周辺環境への景観配慮事項

（3）建築物等の景観に対するデザイン・コンセプト（屋根及びスカイライン並びに外壁等）

（4）外構計画及び敷地内緑化に対する景観配慮事項

（5）設備計画における景観配慮事項（屋外設置機器類の配置等）

（6）その他特に景観形成に対し配慮した事項

※ 助言、協議事項

（注）

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 次ページ以降は、行為を行う地区及び行為の種類に該当するチェックリストのページのみ添付してください。

2 景観計画区域内（土地利用別地区）における基準について

（１）建築物及び工作物（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔、携帯電話等の基地局などの鉄塔類及び土地に自立した太陽光発電設備を除く。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄					
		住居系	商業系	工業系	沿道系	田園・緑地	自然
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる。	次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源・景観資源の状況等を読み取り、施設計画に反映させること。						
	地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性						
	地域の歴史や成り立ちが醸し出すたたずまいや趣、生活文化						
	前面道路の形状や通りからの見え方						
	前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え						
	建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感						
	地域で多く使用されている色彩や素材						
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする。	建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。						
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る。	自然資源を活かす、取り入れる。						
	緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。						
	公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。						
	隣接する敷地等が生け垣などでしつらえられている場合は、その連続性を確保する。						
	水辺や公園などに対して、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める。						
	里山などの山並み、海辺、水辺等の自然資源に対して、開放感のある配置とする。						
	自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。						
	景観資源を保全する、引き立てる。						
	緑化による修景を行う。						
	景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を近接させない。						
	屋根やひさし、外構の設えなどが協調されたデザインを取り入れる。						
空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する。	屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを協調する。						
	富士山や市街地周辺の里山等への見通しを確保するような建築物の配置や規模・形態を工夫する。						
	建築物の屋上設備や塔屋は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。						
	通りから直接望見できない位置に配置する。						
	ルーバーや緑化による修景などを行う。						
	建築物の屋根は勾配屋根とするなど、周辺の市街地や後背の山並みと調和した形状とする。						

配慮指針		景観形成基準	チェック欄					
			住居系	商業系	工業系	沿道系	田園・緑地	自然
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する。	地区や通りの一体性や連続性に配慮する。	次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。						
		外壁面の意匠（開口部の形状等）						
		地域の景観特性に応じたスカイラインの形成						
		道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール						
		建築物の配置						
		通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保						
		店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。						
		低層部の階高や軒・ひさしの位置、開口の長さを協調する。						
		低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。						
		店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。						
		低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。						
		施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。						
		集落が持つスケール感を尊重し、低層を基調とする。						
		接道部では、自然素材の活用努める。						
	地区特性にあった色彩・素材とする。	地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる。						
		外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする。						
		外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用努める。						
		建築物の外壁や屋根、工作物の外観の色彩は、備考2の色彩の制限を遵守するとともに、ゾーン別の色彩の方針に則り備考1の望ましい色彩に適合するよう努めること。ただし、次の場合はこの限りでない。						
		着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩						
		法令に基づく許可基準等により、地区の色彩基準等が定められている場合又は地区独自の景観形成が進められており、地区の計画により色彩基準等が定められている場合						
		建築物の屋根において、光の透過性等の機能上選択できる色彩が限られる場合又は施設の特性上備考2の色彩が適当でない場合であって、色相10R～4.9YR、彩度2以下（その他の有彩色にあっては、彩度1以下）かつ良好な景観形成に資する場合						

配慮指針	景観形成基準	チェック欄					
		住居系	商業系	工業系	沿道系	田園・緑地	自然
まち並みの連続性や 周辺地区との関係に配慮する。	地域環境を活かした夜間景観を形成する。	暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。					
		周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。					
		商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。					
		幹線道路に面する商業施設では、間接照明の導入、街路に光がこぼれるような演出に努める。					
	街角の個性を演出する。	主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。					
		シンボルとなる樹木等を植栽する。					
		空地や広場を確保する。					
		商業施設では、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。					

配慮指針		景観形成基準	チェック欄					
			住居系	商業系	工業系	沿道系	田園・緑地	自然
公共空間や通り景観と一体になった景観を形成する。	ヒューマンなスケール感を大切に する。	周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。						
		配置や形態などの工夫により分節化を行う。						
		部材、色彩・素材などにより視覚的な分節化を行う。						
		接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。						
		高層の建築物とする場合は、次の各点に十分配慮する。						
		低層部と中高層部で意匠に変化をつける。						
		低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。						
		付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする。						
		駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。						
		外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。						
		通りから直接見えない位置に配置する。						
		通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。						
		ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。						
	緑化により潤いを創出する。	庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。						
		施設の規模・用途に応じ、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。						
		庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木などを植栽する。						
		接道部に植栽するなど、潤いのある沿道の景観を形成する。						
		施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の快適性の向上に努める。						
		敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げる素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。						
		エントランス周辺や前面道路側は、オープンスペースの確保や積極的な緑化に努める。						
		隣接して住宅地などがある場合は、緩衝となる緑化帯の確保に努める。						
		前面道路に駐車場がある場合は、その外周を低木や中木などで植栽する。						
		敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する。						
		敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。						

備考

1 望ましい色彩は、次のとおりとする。

(1) 建築物の外壁

ア 住居系、商業系及び沿道系市街地景観ゾーン

色相	明度	彩度		
		住居系	商業系	沿道系
10R (0YR) ～4.9YR 2.6Y～5 Y	8未満の場合	3以下	3以下	3以下
	8以上の場合	2以下	2以下	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	4以下	5以下	5以下
	8以上の場合	2以下	3以下	3以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	1以下	2以下	2以下
	8以上の場合	1以下	1以下	1以下
無彩色	制限なし	0		

イ 工業系市街地景観ゾーン

色相	明度	彩度
10R (0YR) ～4.9YR 2.6Y～5 Y	5以上	2以下
5YR～2.5Y	5以上8未満の場合	3以下
	8以上の場合	2以下
上記以外の有彩色	5以上8未満の場合	2以下
	8以上の場合	1以下
無彩色	5以上	0

ウ 田園・緑地及び自然景観ゾーン

色相	明度	彩度
10R (0YR) ～4.9YR 2.6Y～5 Y	8以下	2以下
5YR～2.5Y	8以下	3以下
上記以外の有彩色	8以下	1以下
無彩色	8以下	0

(2) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R (0YR) ～5 Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

(3) 工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

2 色彩の制限は、次のとおりとする。

(1) 建築物の外壁

色相	明度	彩度
10R (0YR) ～4.9YR 2.6Y ～5 Y	8 未満の場合	6 以下
	8 以上の場合	4 以下
5YR～2.5Y	8 未満の場合	6 以下
	8 以上の場合	4 以下
上記以外の有彩色	8 未満の場合	2 以下
	8 以上の場合	1 以下
無彩色	制限なし	0

(2) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R (0YR) ～5 Y	7 以下	4 以下
上記以外の有彩色		2 以下
無彩色		0

(3) 工作物の外観

ア 住居系、商業系、工業系及び沿道系市街地景観ゾーン

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	6 以下
無彩色		0

イ 田園・緑地及び自然景観ゾーン

色相	明度	彩度
10R (0YR) ～5 Y	制限なし	6 以下
上記以外の有彩色		4 以下
無彩色		0

(2) 工作物（擁壁に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	無機質な仕上げとならないように、次のような工夫を行う。	
	擁壁の前面に植栽を施す、又は法面緑化等を組み合わせる。	
	自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。	

(3) 工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう及び横断歩道橋等に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。	
	雨どい、配管、その他設備類が目立たないように工夫する。	

(4) 工作物（送電鉄塔、携帯電話等の基地局などの鉄塔類に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。	

(5) 工作物（土地に自立した太陽光発電設備に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	眺望地点からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮蔽などを施す。	
	静岡市景観計画第2章で位置付ける「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮蔽などを施す。	
	道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮蔽などを施す。	
	太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。	

3 景観計画区域内（都市景観促進地区）における基準について

（１）建築物及び工作物（擁壁、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等、送電鉄塔、携帯電話等の基地局などの鉄塔類及び土地に自立した太陽光発電設備を除く。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄					
		静岡駅	清水駅	東静岡駅	草薙駅	駿河区役所	安倍川駅
場所性・地域性を読み取り、施設計画に反映させる。	次に掲げるような地域の成り立ちや自然資源・景観資源の状況等を読み取り、施設計画に反映させること。						
	地形や水辺、緑のまとまり等の自然的要素等との関係性						
	地域の歴史や成り立ちが醸し出したたずまいや趣、生活文化						
	前面道路の形状や通りからの見え方						
	前面道路の周辺住民の利用実態に応じた接道部の設え						
	建物の規模や形態が構成する地域の空間的スケール感						
	地域で多く使用されている色彩や素材						
	富士山の眺望の確保に努める						
敷地全体でまとまりが感じられる施設計画とする。	建築物や広告物、門・塀、工作物、緑化などが一体的にデザインされ、敷地全体の均整が取れた施設計画とすること。						
自然環境や歴史的・文化的資源と調和を図る。	自然資源を活かす、取り入れる。						
	景観資源を保全する、引き立てる。						
空の広さや水辺の開放感、後背の山並みへの見通しを確保する。	建築物の屋上設備や塔屋は、目立たないよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。						

配慮指針	景観形成基準	チェック欄					
		静岡駅	清水駅	東静岡駅	草薙駅	駿河区役所	安倍川駅
まち並みの連続性や周辺地区との関係に配慮する。	地区や通りの一体性や連続性に配慮する。	次に示す事項に配慮し、地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。					
		外壁面の意匠（開口部の形状等）					
		地域の景観特性に応じたスカイラインの形成					
		駅や駅前広場からの見え方に配慮したスカイラインの形成					
		道路の幅員と沿道の建物で構成される通り景観のスケール					
		建築物の配置					
		通りに対する外壁面の位置、敷地内の空地の確保					
	店舗の連続する場所では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。						
		低層部の階高や軒・ひさしの位置、開口の長さを協調する。					
		低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。					
	店舗の連続する場所では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。						
		低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。					
		施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。					
	商業施設では、まち並みの連続性を形成するため、次の各点に配慮する。						
		低層部の階高や軒・ひさしの位置、開口の長さを協調する。					
		低層部の外壁面の位置を協調させる。基盤整備がなされた街区や前面道路が直線である場合は、特に意識する。					
	商業施設では、歩行者にとって魅力的な通り景観を形成するため、次の各点に配慮する。						
		低層部の開口部はショーウィンドウとするなど、明るく開放的な意匠とする。					
		施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。					
		歩道や水辺に面する部分では、施設の規模に応じて、歩道と一体的な空地を確保する。					

配慮指針	景観形成基準	チェック欄					
		静岡駅	清水駅	東静岡駅	草薙駅	駿河区役所	安倍川駅
まち並みの連続性や 周辺地区との関係に配慮する。	地域環境を活かした夜間景観を形成する。	暖かみのある色彩の光源により、植栽や外壁、店舗の看板などをライトアップすることで、魅力ある夜間景観の演出に努める。					
		周囲の光環境に配慮し、激しく点滅するものや光源が露出する照明など、不快なまぶしさを与える光源は使用しない。					
		商業施設では、地域の特性を活かした賑わいの創出、各店舗の個性が感じられるような演出に努める。					
		周辺に近代建築物など歴史的景観資源やエリアを象徴する等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。					
		水辺の建築物は、水面への映り込みを意識した照明計画により、魅力的な夜景の演出に努める。					
	街角の個性を演出する。	主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲のまち並みから突出するような誘目性の高い意匠にならないよう配慮し、敷地の形状等に応じて、次のような工夫により街角の演出に努める。					
		シンボルとなる樹木等を植栽する。					
		空地や広場を確保する。					
		商業施設では、ショーウィンドウなどにより賑わいを演出する。					
		駅前広場に面する場合は、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置となるよう配慮する。					

配慮指針		景観形成基準	チェック欄					
			静岡駅	清水駅	東静岡駅	草薙駅	駿河区役所	安倍川駅
公共空間や通り景観と一体になった景観を形成する。	ヒューマンなスケール感を大切に する。	周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減を図る。						
		配置や形態などの工夫により分節化を行う。						
		部材、色彩・素材などにより視覚的な分節化を行う。						
		接道部や隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。						
		高層の建築物とする場合は、次の各点に十分配慮する。						
		低層部と中高層部で意匠に変化をつける。						
		低層部の開口部は、周辺のまち並みのスケールと協調させる。						
		アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。						
		駐車場や駐輪場などの付属施設は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景し、目立たない工夫を施すよう努める。						
		外階段、室外機などの建築設備は、次のいずれかの基準に適合させる。						
	付属施設や外構は、建築物との一体的にデザインする。	通りから直接見えない位置に配置する。						
		通りから直接見える位置に配置する場合は、建築物と一体的な意匠とするか、緑化などにより修景する。						
		ごみ置場は、ごみやネットによる景観阻害を低減するため、専用のごみ集積庫を使用するか、配置の工夫及び修景に努める。						
		道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機が見えないよう工夫する。						
		自動販売機は、建物と一体的に設置するよう配慮し、色彩は建築物や周辺の景観と調和するよう配慮する。						
		外壁のない立体駐車場は、ルーバーの設置、樹木の配置などにより、構造物のうち道路に面する部分の過半又は目線の高さ以上まで直接露出しないよう修景する。						
		日よけテントやオーニング等は、周辺のまち並みとの調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。						
	緑化により潤いを創出する。	庭先や店先などの道路から見える位置には、四季を感じさせる樹木や花木などの植栽に努める。						
		接道部に植栽するなど、潤いのある沿道の景観を形成する。						
		建物の屋上や壁面などの緑化に努める。						
		隣接する敷地等が生け垣等でしつらえられている場合は、その連続性の確保に努める。						
		施設の規模に応じて、空地やオープンスペースを確保するなど、歩行者の利便性の向上に努める。						
		敷地の後退部分は、前面の道路と段差を設けない。また、仕上げる素材や色彩は公共空間と協調させるなど、一体的な歩行者空間の形成に努める。						
		敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する。						
		水辺に面する部分は、水辺空間をより魅力的に演出するため緑化に努める。						
		敷地面積が1,000㎡以上である場合は、敷地面積に対する緑化面積の割合が5%以上となるよう努める。						

備考

1 望ましい色彩は、次のとおりとする。

(1) 建築物の外壁

色相	明度	彩度			
		静岡駅 清水駅 駿河区役所	東静岡駅	草薙駅	安倍川駅
10R (0YR) ～4.9YR 2.6Y～5 Y	8未満の場合	3以下	3以下	3以下	3以下
	8以上の場合	2以下	2以下	2以下	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下	5以下	4以下	4以下
	8以上の場合	3以下	3以下	2以下	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下	2以下		1以下
	8以上の場合	1以下	1以下		
無彩色	3未満の場合	0	0	0	
	3以上の場合	0			

(注) 斜線部は、使用することが望ましくない色彩を示しています。

(2) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R (0YR) ～5 Y	6以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

(3) 工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

2 色彩の制限は、次のとおりとする。

(1) 建築物の外壁

色相	明度	彩度	
		静岡駅・清水駅 東静岡駅・駿河区役所	草薙駅 安倍川駅
10R（0YR）～4.9YR 2.6Y～5Y	8未満の場合	3以下	3以下
	8以上の場合	2以下	2以下
5YR～2.5Y	8未満の場合	5以下	4以下
	8以上の場合	3以下	2以下
上記以外の有彩色	8未満の場合	2以下	1以下
	8以上の場合	1以下	
無彩色	制限なし	0	

(2) 建築物の屋根

色相	明度	彩度
10R (0YR) ～5 Y	7以下	4以下
上記以外の有彩色		2以下
無彩色		0

(3) 工作物の外観

色相	明度	彩度
有彩色	制限なし	4以下
無彩色		0

(2) 工作物（擁壁に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	無機質な仕上げとならないように、次のような工夫を行う。	
	擁壁の前面に植栽を施す、又は法面緑化等を組み合わせる。	
	自然石の使用や化粧型枠による仕上げなどとする。	

(3) 工作物（高架道路、高架鉄道、橋りょう及び横断歩道橋等に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	高架構造物や橋りょうの桁等は、視覚的なボリューム感を軽減させるとともに、沿道のまち並みの状況に応じた低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）を使用する。	
	雨どいや配管、その他設備類が目立たないように工夫する。	

(4) 工作物（送電鉄塔、携帯電話等の基地局などの鉄塔類に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	周辺の景観や背景に違和感なく溶け込む低彩度の色彩（ダークブラウン、ダークグレー、グレーベージュ、オフグレー等）や低光沢のメッキ仕上げとする。	

(5) 工作物（土地に自立した太陽光発電設備に限る。）

配慮指針	景観形成基準	チェック欄
場所性・地域性を 読み取り、施設計 画に反映させる。	眺望地点からの富士山等の眺望を阻害しないよう配置の工夫や植栽等による遮蔽などを施す。	
	都市景観促進地区内を避けて設置する。やむを得ず設置する場合、通りから直接見えないよう配置の工夫や植栽等による遮蔽などの措置を講じる。	
	道路や公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者や施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫や植栽、目隠し等による遮蔽などを施す。	
	太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。また、架台もパネルと同様にしよう努め、周辺と調和した目立たない色彩とする。	

様式第3号（第7条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
届出者 氏名
電話
〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

景観計画区域内における行為の届出年月日		年 月 日	
建築物等の名称			
行為の場所		静岡市	
変更する設計又は施行方法	変更事項		
	変更の内容	変更前	
		変更後	
変更理由			
変更部分に係る行為の着手予定日		年 月 日	変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日
連絡先	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	電話番号		

様式第4号（第8条関係）

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所
届出者 氏名
電話
〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

静岡市景観条例第14条の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

景観計画区域内における行為 の届出年月日		年 月 日
建築物等の名称		
行為の場所		静岡市
行為 の 種 類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更）
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更）
行為完了年月日		年 月 日

（注）

- 1 2方向以上からの完了写真を添付してください。
- 2 ☐の事項については、該当するものにレを記入してください。

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

勸告書

年 月 日付けで届出のあった行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、静岡市景観条例第16条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

様式第6号(第10条、第25条、第35条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

第16条第3項
景観法 第26条 の規定による勧告に係る経過及び事実の公表通知書
第34条

第16条第3項
あなたは、景観法 第26条 の規定による勧告を受けましたが、正当な理由なく
第34条

第16条第1項
その勧告に従わないため、静岡市景観条例 第22条第1項 の規定により、次のとおりそ
第27条第1項

の旨を公表したので通知します。

1 公表の方法

2 公表する理由

様式第7号（第11条関係）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
通知者 氏名
電話
〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

建築物等の名称					
行為の場所等	地名地番	静岡市			
	用途地域	☐ 市街化区域（ 地域） ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外			
	都市機能誘導区域 （集約化拠点形成区域）	☐ 区域内（ ）地区 ☐ 区域外			
景観計画の地区等	景観計画重点地区		地区		
	一般地区	土地利用別地区	☐ 住居系市街地景観ゾーン ☐ 商業系市街地景観ゾーン ☐ 工業系市街地景観ゾーン ☐ 沿道系市街地景観ゾーン ☐ 田園・緑地景観ゾーン ☐ 自然景観ゾーン		
		都市景観促進地区	☐ 静岡駅周辺ゾーン ☐ 清水駅周辺ゾーン ☐ 東静岡駅周辺ゾーン ☐ 草薙駅周辺ゾーン ☐ 駿河区役所周辺ゾーン ☐ 安倍川駅周辺ゾーン		
行為の期間	着手予定日	年	月	日	完成予定日
設計者	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者氏名）				
	電話番号				
工事施工者	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者氏名）				
	電話番号				
連絡先	住所（所在地）				
	氏名（名称及び代表者氏名）				
	電話番号				
敷地内における種類	建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更）			
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更（ ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更）			

（注）□の事項については、該当するものにレを記入してください。

(建築物)

建築物及び敷地の概要

	届出部分	既存部分	合計
敷地面積	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ面積	m ²	m ²	m ²

建築物別の概要

建築物別の行為の種類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更)			
用途				
構造	造 (一部 造)			
建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
最高の高さ	m	階数	階	
屋上に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽 m その他 () m			
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各面の合計面積	m ²		
	外観の変更に係る部分の見付面積	外壁 (窓面の開口部を含む。)	屋根	合 計
		m ²	m ²	m ²
外	仕上げ (材料・方法)		色彩 (マンセル値)	
観	屋根材			
の	外壁材			
色	()			
彩	アクセント色			
アクセント部分の面積	アクセント部分の面積	見付面積 (開口部を含む。)	見付面積 (開口部を含む。) ÷ 5	
	東立面	m ²	m ²	m ²
	南立面	m ²	m ²	m ²
	西立面	m ²	m ²	m ²
	北立面	m ²	m ²	m ²
屋外広告物の有無	☐ 有 ・ ☐ 無			
[添付書類] ☐ 景観チェックリスト (様式第2号) ☐ 付近見取図 ☐ 配置図 ☐ 外部仕上げ表 ☐ 平面図 ☐ 断面図 ☐ 外構図 ☐ 周辺状況写真 ☐ 着色立面図 ☐ その他 ()				

(注)

- この面は、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。
- ☐の事項については、該当するものにレを記入してください。
- 仕上げ (材料・方法) 欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。
- アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

(工作物)

工作物別の概要

工作物別の行為の種類	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更)			
種類				
構造	造 (一部 造)			
高さ	m			
長さ	m			
橋りょう等の規模	延長	m	幅員 m	
土地に自立した太陽光発電設備を設置する区域の敷地面積	m ²			
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各部位の合計面積	m ²		
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²		
工 作 物 の 色 彩		仕上げ (材料・方法)	色彩 (マンセル値)	
	基本部分			
	アクセント色			
アクセント部分の面積		アクセント部分の面積	見付面積 (開口部を含む。)	見付面積 (開口部を含む。) ÷ 5
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
屋外広告物の有無	☐ 有 • ☐ 無			
[添付書類] ☐ 景観チェックリスト (様式第2号) ☐ 付近見取図 ☐ 配置図 ☐ 外部仕上げ表 ☐ 平面図 ☐ 断面図 ☐ 外構図 ☐ 周辺状況写真 ☐ 着色立面図 ☐ その他 ()				

(注)

- この面は、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。
- ☐の事項については、該当するものにレを記入してください。
- 仕上げ (材料・方法) 欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。
- アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

様式第8号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

変更命令書

あなたが しようとする 行為が景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の
した
制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項前段の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

- 1 命令の対象となる行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第9号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第2項の規定により当該届出があった日から30日以内に限り、同条第1項前段の規定により必要な措置をとることを命ずることができることになっていますが、同条第4項前段の規定により、当該命令をすることができる期間を延長するので、同項後段の規定により次のとおり通知します。

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日(日間)

3 延長の理由

様式第10号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

原状回復等命令書

あなたが しようとした 行為について、 年 月 日付け 第

号により必要な措置をとることを命じましたが、当該命令に違反したと認められるので、
景観法第17条5項の規定により原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第101条の規定により1年以下の懲役又は50万円
以下の罰金に処されることがあります。

1 命令の対象となる行為

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

	第 号
写 真	身 分 証 明 書 所属名 職氏名
年 月 日 生	
上記の者は、景観法第17条第6項若しくは第23条第2項(第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日交付	
静 岡 市 長 印	

景観法(抜粋)	
(変更命令等) 第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。 (中略)	
5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。	
6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。	
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。	
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 (後略)	
(原状回復命令等) 第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。	
2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。	
3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 (原状回復命令等についての準用)	
第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。	

様式第12号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

行為の着手を制限する期間の短縮通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第18条第2項の規定により、行為の着手を制限する期間を短縮するので、次のとおり通知します。

なお、行為の着手に当たっては、指導助言事項に配慮してください。

景観計画区域内における行為の届出年月日	年 月 日
建築物等の名称	
行為の場所	静岡市
短縮前の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
短縮後の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
短縮の理由	
指導助言事項	

様式第13号(第18条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したので、同法第21条第1項の規定により次のとおり通知します。

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要建造物の名称
- 4 景観重要建造物の所在地 静岡市
- 5 景観重要建造物の所有者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)
- 6 指定の理由となった外観の特徴
- 7 景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

様式第14号(第20条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所
申請者 氏名
電話
〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により関係
図書を添付して次のとおり申請します。

指定番号				
指定年月日				
建造物の名称				
建造物の所在地				
建造物の所有者の住所・氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)				
現状変更の種類				
現状変更の場所				
現状変更の内容及び理由				
設計方法又は施行方法				
設計者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	住所			
	事務所名			
	担当者名		電話番号	
施工者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	住所			
	氏名		電話番号	
着手予定日				
完了予定日				
(添付書類) ☐ 設計仕様書及び設計図 ☐ 敷地位置図(2500分の1) ☐ 現況写真 ☐ 所有者の意見書 ☐ その他()				

様式第15号(第20条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要建造物現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法第22条第1項本文の規定により次のとおり許可したので、通知します。

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要建造物の名称
- 4 景観重要建造物の所在地
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 設計方法又は施行方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

様式第16号(第20条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要建造物現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、次のとおり許可しないこととしたので、通知します。

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要建造物の名称
- 4 景観重要建造物の所在地
- 5 許可しない理由

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第17号(第21条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要建造物原状回復等命令書

あなたは、景観法第22条第1項本文の規定による許可を受けないで景観重要建造物の
景観法第22条第3項の規定により同条第1項本文の規定による許可に付され
現状変更を行ったので、同法第23条第1項の規定により、次のとおり原状回復又はこれ
た条件に違反した
に代わるべき必要な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第103条の規定により30万円以下の罰金に処せら
れることがあります。

1 命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第18号(第24条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要建造物の管理に関する命令書

あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又管理が静岡市景観条例に従って適
は毀損するおそれがある と認められるため、景観法第26条の規定により次のとおり必要
切に行われていない
な措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第103条の規定により30万円以下の罰金に処せられることがあります。

1 命令の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告先

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第19号(第24条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要建造物の管理に関する勧告書

あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又
管理が静岡市景観条例に従って適
は毀損するおそれがある と認められるため、景観法第26条の規定により次のとおり必要
切に行われていない

な措置をとることを勧告します。

1 勧告の対象となる景観重要建造物の名称及び指定番号

2 勧告の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

様式第20号(第26条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要建造物指定解除通知書

景観法第27条第1項
の規定により景観重要建造物の指定を解除したので、次のとおり
景観法第27条第2項

通知します。

- 1 指定番号
- 2 指定年月日
- 3 景観重要建造物の名称
- 4 景観重要建造物の所在地
- 5 景観重要建造物の所有者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)
- 6 指定解除の理由

様式第21号(第28条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したので、同法第30条第1項の規定により次のとおり通知します。

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要樹木の樹種
- 4 景観重要樹木の所在地
- 5 景観重要建造物の所有者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)
- 6 指定の理由となった樹容の特徴

様式第22号(第30条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所
申請者 氏名
電話
〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項本文の規定により次のとおり申請します。

指定番号			
指定年月日			
樹木の樹種			
樹木の所在地			
樹木の所有者の住所・氏名 (法人にあつては、所在地、 名称及び代表者の氏名)			
現状変更の種類			
現状変更の場所			
現状変更の内容及び理由			
施行方法			
施工者の住所及び氏名(法 人にあつては、所在地、名 称及び代表者の氏名)	住所		
	氏名	電話番号	
着手予定日			
完了予定日			
(添付書類) ☐ 施行方法の図面 ☐ 位置図(2500分の1) ☐ 現況写真 ☐ 所有者の意見書 ☐ その他()			

様式第23号(第30条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要樹木現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、景観法第31条第1項本文の規定により次のとおり許可したので、通知します。

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観樹木の樹種
- 4 景観重要樹木の所在地
- 5 現状変更の場所
- 6 現状変更行為の種類
- 7 施行方法
- 8 着手予定日 年 月 日
- 9 完了予定日 年 月 日
- 10 許可の条件

様式第24号(第30条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要樹木現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、次のとおり許可しないこととしたので、通知します。

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 景観重要樹木の樹種
- 4 景観重要樹木の所在地
- 5 許可しない理由

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第25号(第31条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要樹木原状回復等命令書

あなたは、景観法第31条第1項本文の規定による許可を受けないで景観重要樹木の現
景観法第31条第2項において準用する同法第22条第3項の規定により同法第
状変更を行った
31条第1項本文の規定による許可に付された条件に違反した
ので、同法第32条第1項にお
いて準用する同法第23条第1項の規定により、次のとおり原状回復又はこれに代わるべき必
要な措置をとることを命じます。
なお、この命令に違反した場合は、同法第103条の規定により30万円以下の罰金に処せら
れることがあります。

- 1 命令の対象となる景観重要樹木の名称及び指定番号
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第26号(第34条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要樹木の管理に関する命令書

あなたが所有し、又は管理する景観重要樹木は、管理が適当でないため滅失し、又は
管理が静岡市景観条例に従って適切
毀損するおそれがある と認められるため、景観法第34条の規定により次のとおり必要な
に行われていない
措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同法第103条の規定により30万円以下の罰金に処せら
れることがあります。

1 命令の対象となる景観重要樹木の名称及び指定番号

2 命令の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告先

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第27号(第34条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要樹木の管理に関する勧告書

あなたが所有し、又は管理する景観重要樹木は、管理が適当でないため滅失し、又は
管理が静岡市景観条例に従って適切
毀損するおそれがある と認められるため、景観法第34条の規定により次のとおり必要な
に行われていない
措置をとることを勧告します。

1 勧告の対象となる景観重要樹木の名称及び指定番号

2 勧告の理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

様式第28号(第36条関係)

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観重要樹木指定解除通知書

景観法第35条第1項
景観法第35条第2項
の規定により景観重要樹木の指定を解除したので、次のとおり通知します。

- 1 指定番号
- 2 指定年月日
- 3 景観重要樹木の樹種
- 4 景観重要樹木の所在地
- 5 景観重要建造物の所有者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)
- 6 指定解除の理由

様式第29号(第37条関係)

景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所
届出者 氏名
電話
〔法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

景観法第43条の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者を変更したので、
次のとおり届け出ます。

1 指定番号	号
2 指定年月日	年 月 日
3 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称(樹種)	
4 景観重要建造物の所在地	
5 新所有者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名並びに主 たる事務所の所在地)	
6 旧所有者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名並びに主 たる事務所の所在地)	

様式第30号(第39条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

地域景観資源指定通知書

静岡市景観条例 第28条第1項 の規定により地域景観資源として指定したので、同条
第28条第2項
第4項の規定により次のとおり通知します。

- 1 指定番号 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 地域景観資源の種類
- 4 地域景観資源の名称
- 5 地域景観資源の所在地
- 6 地域景観資源の所有者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

様式第31号(第41条関係)

地域景観資源現状変更等届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所
届出者 氏名
電話
〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

地域景観資源の現状変更等を行うので、静岡市景観条例第29条の規定により届け出ます。

指定番号			
指定年月日			
地域景観資源の種類			
地域景観資源の名称			
地域景観資源の所在地			
地域景観資源の所有者の住所・氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)			
現状変更等の種類			
現状変更等の場所			
現状変更等の内容及び理由			
設計方法又は施行方法(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)			
設計者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	住所		
	事務所名		
	担当者名	電話番号	
施工者の住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	住所		
	氏名	電話番号	
着手予定日			
完了予定日			

様式第32号(第42条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

地域景観資源指定解除通知書

静岡市景観条例第31条第1項の規定により地域景観資源の指定を解除したので、次のとおり通知します。

- 1 指定番号
- 2 指定年月日
- 3 地域景観資源の種類
- 4 地域景観資源の名称
- 5 地域景観資源の所在地
- 6 景観重要建造物の所有者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)
- 7 指定解除の理由

様式第33号(第43条関係)

重点地区景観形成協議会認定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

所在地
申請団体 名称
代表者氏名
電話番号

静岡市景観条例第32条第1項の規定による重点地区景観形成協議会の認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

協議会の名称	
協議会の事務所の所在地	
主たる活動の内容	
協議会の構成員の数	

添付書類

- 1 協議会の規約
- 2 協議会の活動地域を示す図面
- 3 会員及び役員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載した名簿

様式第34号(第46条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

重点地区景観形成協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった重点地区景観形成協議会の認定については、
静岡市景観条例第32条第1項の規定により認定したので、次のとおり通知します。

- 1 協議会の名称及び事務所の所在地
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定年月日 年 月 日

様式第35号(第46条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

重点地区景観形成協議会不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった重点地区景観形成協議会の認定については、
次の理由により認定しないこととしましたので通知します。

- 1 認定しない理由
- 2 認定しないことを決定した年月日

年 月 日

様式第36号(第47条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

重点地区景観形成協議会認定取消通知書

静岡市景観条例第32条第3項の規定により重点地区景観形成協議会の認定を取り消したので、次のとおり通知します。

1 重点地区景観形成協議会の名称及び事務所の所在地

2 認定年月日及び認定番号

年 月 日 ・ 第 号

3 取消理由

様式第37号(第48条関係)

景観まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

所在地
申請団体 名称
代表者氏名
電話番号

静岡市景観条例第33条第1項の規定による景観まちづくり協議会の認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

協議会の名称	
協議会の事務所の所在地	
主たる活動の内容	
協議会の構成員の数	

添付書類

- 1 協議会の規約
- 2 協議会の活動地域を示す図面
- 3 会員及び役員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載した名簿

様式第38号(第50条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった重点地区景観形成協議会の認定については、
静岡市景観条例第33条第1項の規定により認定したので、次のとおり通知します。

- 1 協議会の名称及び事務所の所在地
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定年月日 年 月 日

様式第39号(第50条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観まちづくり協議会不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会の認定については、次の理由により認定しないこととしましたので通知します。

1 認定しない理由

2 認定しないことを決定した年月日

年 月 日

様式第40号(第51条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

景観まちづくり協議会認定取消通知書

静岡市景観条例第33条第3項の規定により重点地区景観形成協議会の認定を取り消したので、次のとおり通知します。

1 景観まちづくり協議会の名称及び事務所の所在地

2 認定年月日及び認定番号

年 月 日 ・ 第 号

3 取消理由

様式第41号(第52条関係)

美しいまち静岡を推進する市民の会認定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地
申請団体 名称
代表者氏名
電話番号

静岡市景観条例第34条第1項の規定による美しいまち静岡を推進する市民の会の認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

市民の会の名称	
市民の会の事務所の所在地	
主たる活動の内容	
発足年月日	年 月 日
会員数	
活動実績	

添付書類

- 1 市民の会の規約
- 2 会員及び役員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載した名簿

様式第42号(第54条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

美しいまち静岡を推進する市民の会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった美しいまち静岡を推進する市民の会の認定については、静岡市景観条例第34条第1項の規定により認定したので、次のとおり通知します。

1 市民の会の名称及び事務所の所在地

2 認定番号

第 号

3 認定年月日

年 月 日

様式第43号(第54条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

美しいまち静岡を推進する市民の会不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった美しいまち静岡を推進する市民の会の認定については、次の理由により認定しないこととしましたので通知します。

1 認定しない理由

2 認定しないことを決定した年月日

年 月 日

様式第44号(第55条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

美しいまち静岡を推進する市民の会認定取消通知書

静岡市都市景観条例第34条第3項の規定により美しいまち静岡を推進する市民の会の認定を取り消したので、次のとおり通知します。

1 美しいまち静岡を推進する市民の会の名称及び事務所の所在地

2 認定年月日及び認定番号

年 月 日 ・ 第 号

3 取消理由

様式第1号（第3条関係）

（令2規則3・全改、令3規則66・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（令2規則3・全改）

様式第3号（第7条関係）

（令2規則3・全改、令3規則66・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（令2規則3・全改、令3規則66・一部改正）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条、第25条、第35条関係）

様式第7号（第11条関係）

（令2規則3・全改、令3規則66・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（平23規則71・一部改正）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第14条関係）

（平23規則71・一部改正）

様式第11号（第15条、第22条、第32条関係）

様式第12号（第16条関係）

（令2規則3・全改）

様式第13号（第18条関係）

様式第14号（第20条関係）

（平23規則71・令3規則66・一部改正）

様式第15号（第20条関係）

様式第16号（第20条関係）

様式第17号（第21条関係）

（平23規則71・一部改正）

様式第18号（第24条関係）

（平23規則71・一部改正）

様式第19号（第24条関係）

（平23規則71・一部改正）

様式第20号 (第26条関係)

様式第21号 (第28条関係)

様式第22号 (第30条関係)

(平23規則71・令 3 規則66・一部改正)

様式第23号 (第30条関係)

様式第24号 (第30条関係)

様式第25号 (第31条関係)

(平23規則71・令 3 規則66・一部改正)

様式第26号 (第34条関係)

(平23規則71・一部改正)

様式第27号 (第34条関係)

(平23規則71・一部改正)

様式第28号 (第36条関係)

様式第29号 (第37条関係)

(平23規則71・令 3 規則66・一部改正)

様式第30号 (第39条関係)

(令 2 規則 3・一部改正)

様式第31号 (第41条関係)

(平23規則71・令 3 規則66・一部改正)

様式第32号 (第42条関係)

様式第33号 (第43条関係)

(平23規則71・令 3 規則66・一部改正)

様式第34号 (第46条関係)

様式第35号 (第46条関係)

様式第36号 (第47条関係)

様式第37号 (第48条関係)

(平23規則71・令 3 規則66・一部改正)

様式第38号 (第50条関係)

様式第39号 (第50条関係)

様式第40号 (第51条関係)

様式第41号 (第52条関係)

(平23規則71・令3規則66・一部改正)

様式第42号 (第54条関係)

様式第43号 (第54条関係)

様式第44号 (第55条関係)